主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨第一は、憲法二九条違背を主張するが、その実質は、民法一七七条の解釈に 関する原判示の失当を主張するに過ぎないものか、または、原判決の認定と異る事 実を前提とするもの、すなわち前提を欠く違憲の主張であり、同第二は単なる法令 違背の主張に過ぎず、いずれも民訴四〇九条ノ二所定の特別上告理由に当らない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/ \	林	俊	=